

## 議案第 73 号

### 石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例

第1条 令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの間においては、市長及び副市長に対する給料月額の支給に当たっては、石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和 47 年石垣市条例第 54 号)別表に定める給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる市長及び副市長の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 市長 100 分の 20
- (2) 副市長 100 分の 20

#### 附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行し、令和 7 年 11 月 30 日限り、その効力を失う。

令和 7 年 9 月 22 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

#### 理 由

令和 6 年度石垣市国民健康保険事業特別会計の繰上充用に係る補正予算の専決処分において、適切ではない処理を行ったことに対する監督責任をとるため、市長及び副市長の給料月額を減額する条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。